

福井県建設工事総合評価落札方式実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、県が発注する建設工事の請負契約において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10の2の規定に基づき、価格その他の条件が県にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式（以下「総合評価落札方式」という。）の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 総合評価落札方式により入札を行う工事（以下「対象工事」という。）は、所管部長等（福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）第4条第4項第4号ハの規定により、かいの長に契約の締結を委任された工事にあつては、かいの長。以下同じ。）が技術的な工夫の余地がある工事のうち総合評価落札方式による入札の執行が適当であると認めたものとする。

(評価方式)

第3条 総合評価落札方式の実施に当たっては、対象工事の規模および技術的難易度に応じて、次のいずれかの評価方式を選定するものとする。

(1) 実績評価型（簡易型）

同種工事の経験、工事成績等と入札価格を一体として評価する評価方式

(2) 技術提案型（標準型）

技術提案（同種工事の経験、工事成績等を含む。以下同じ。）と入札価格を一体として評価する評価方式

(入札方式)

第4条 総合評価落札方式は、特定調達契約に係る一般競争入札、制限付き一般競争入札または制限付き一般競争入札（事後審査型）により行うものとする。

(総合評価審査会)

第5条 総合評価落札方式に係る事務を執行するため、本庁または各出先機関において総合評価審査会（以下「審査会」という。）を設置し、運営することとする。

2 本庁における審査会については、所管部長等を委員長とし、その他の委員については、所管部長等が指定する者をもって構成する。

3 出先機関における審査会については、出先機関の長を委員長とし、その他の委員については、出先機関の長が指定する者をもって構成する。

4 審査会は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 総合評価落札方式を行うことの適否の決定

(2) 総合評価落札方式における落札者決定基準の決定

(3) 技術資料に関する審査および評価

(学識経験者の意見の聴取)

第6条 審査会は、総合評価落札方式を実施するに当たり、地方自治法施行令第167条の10の2の規定に基づき、あらかじめ、2人以上の学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）により構成される福井県総合評価技術委員会の意見を聴かなければならない。

(総合評価落札方式における公告の記載事項)

第7条 総合評価落札方式における公告は、別添公告（案）を参考に作成するものとする。

2 総合評価落札方式における公告には、特定調達契約に係る一般競争入札実施要領、制限付き一般競争入札実施要領または制限付き一般競争入札（事後審査型）実施要領に明示することが定められている事項のほか、次に掲げる事項を明示しなければならない。

(1) 当該工事が総合評価落札方式の対象となる工事であること。

- (2) 総合評価の方法および落札者の決定方法
- (3) 総合評価における失格基準
- (4) 技術提案等に係る内容の履行の確保に関する方法
- (5) その他総合評価落札方式に関し必要と認められる事項

(評価基準および評価の方法)

第8条 総合評価落札方式における評価項目、評価基準等については、別記1を参考として設定するものとする。

- 2 総合評価落札方式による評価の方法は、標準点（100点）と技術評価点（各評価項目の評価に応じて与えられる加算点の合計。技術提案型（標準型）は最高30点、実績評価型（簡易型）は最高15点とする。）の合計（以下「評価点」という。）を当該入札者の入札価格で除して得られた数値（以下「評価値」という。）をもって行うものとする。

評価点＝標準点＋技術評価点

評価値＝評価点／入札価格

(技術資料の提出)

第9条 総合評価落札方式による入札に参加を希望する者は、次に掲げる提出期限までに技術資料を提出しなければならない。

公告の日から起算して原則として15日以上（休日を含む。）

- 2 技術資料の様式については、次に掲げるとおりとし、評価項目の内容等に応じて、入札説明書等において定めるものとする。
 - (1) 技術資料提出書（様式第1号）
 - (2) 技術提案（1）品質に係る提案（様式第2号）
 - (3) 技術提案（2）施工上の課題に係る提案（様式第3号）
 - (4) 技術提案（3）工程に係る提案（様式第4号）
 - (5) 工程表（様式第4号の2）
 - (6) 技術提案（4）安全に係る提案（様式第5号）
 - (7) 企業の技術力および地域性・社会性（様式第6号）
 - (8) 企業の工事成績算出対象工事（様式第7号）
 - (9) 主任（監理）技術者の資格・工事経験（様式第8号）
- 3 技術資料の内容、提出方法、提出期間、提出場所その他の必要な事項については、公告に明示しなければならない。
- 4 技術資料の提出方法は、原則として電送とし技術資料の容量が規定の容量を超える場合は郵送または持参により行う。
- 5 技術資料の作成に要する費用は、入札参加者の負担とする。
- 6 技術資料が提出された場合、その返却および公表は行わないものとする。
- 7 技術資料の提出後における提案内容の変更は、認めないものとする。

(技術資料の審査および入札参加資格等の確認)

第10条 入札参加資格（以下「資格」という。）の確認については、特定調達契約に係る一般競争入札、制限付き一般競争入札（事後審査型を除く。）の場合は技術資料の審査と併せて行い、制限付き一般競争入札（事後審査型）の場合は、開札後に行う。また、各方式による資格の確認期間、技術資料の審査期間は、それぞれ次のとおりとする。

- (1) 技術提案型（標準型）

技術資料、入札参加資格確認資料または応募資料（以下「資料」という。）の提出を受けた日の翌日から起算して原則として30日以内（休日を含む。）

- (2) 実績評価型（簡易型）

入札書提出締切日の翌日から起算して原則として7日以内（休日を除く。）。ただし、予定価格が2億円を超える工事にあつては、前号のとおりによることとする。

- 2 技術資料の審査については、特定調達契約に係る一般競争入札、制限付き一般競争入札の場合は、資料を提出した者に対して行い、制限付き一般競争入札（事後審査型）の場合は、発注機関が入札参加資格確認資料の

提出を求めた者に対して行うこととする。

3 技術提案の内容について疑義がある場合は、必要に応じてヒアリングを行うものとする。

(技術提案型(標準型)の入札の執行)

第11条 開札は、入札参加資格の確認の通知を行った日の翌日から起算して、原則として10日後(休日を除く。)に行うものとする。

(総合評価調査基準価格)

第12条 予定価格が2億円を超える工事においては、予定価格に次項の規定により算定された割合を乗じて得た額を基準に発注機関の長が設定した額(以下「総合評価調査基準価格」という。)に満たない価格で申込みが行われた場合は、次条の調査を実施することにより、その価格では当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるかどうかを判断するものとする。

2 前項の割合は、設計額算定の基礎となった次に掲げる額の合計額に100分の105を乗じて得た額を設計額で除して得た割合とする。ただし、その割合が10分の9を超える場合は、10分の9とし、10分の7に満たない場合は10分の7とする。

- (1) 直接工事費に100分の95を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費に100分の90を乗じて得た額
- (3) 現場管理費に100分の70を乗じて得た額
- (4) 一般管理費に100分の30を乗じて得た額

(調査の実施)

第13条 契約担当者は、入札金額が総合評価失格基準価格以上で、かつ、総合評価調査基準価格に満たない入札者のうち最低の価格で入札をしたものが、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかを具体的に判断するため、次に掲げる事項について調査を行うものとする。

- (1) 当該工事を行うに当たって当該入札者が予定している労務、資材等の量およびそれらの調達等に関する事項ならびにそれらの適否
- (2) 特別な事由により市場価格より低い価格で労務、資材等の調達ができると主張がある場合におけるその適否
- (3) 当該入札者の経営状態
- (4) その他契約担当者等が必要と認める事項

2 前項の調査については、低入札価格調査制度実施要領第7条第2項および第3項の規定を準用する。

(総合評価失格基準価格)

第14条 予定価格が2億円を超える工事の場合に設定する総合評価失格基準価格は、設計額算出の基礎となった直接工事費相当額に100分の75を乗じて得た額、共通仮設費相当額に100分の7を乗じて得た額、現場管理費相当額に100分の7を乗じて得た額および一般管理費相当額に100分の3を乗じて得た額の合算額に、100分の105を乗じて得た額とする。

2 予定価格が2億円以下の工事の場合に設定する総合評価失格基準価格は、第12条に規定する総合評価調査基準価格の算出方法と同様の方法により算出する。

(失格基準)

第15条 次のいずれかに該当する者のした入札は、失格とするものとし、その旨を公告に明示するものとする。

- (1) 提出した技術資料が最低限の要求要件を満たしていない者
- (2) 総合評価失格基準価格を下回る価格で入札を行った者

(落札者の決定)

第16条 入札執行者が落札者を決定しようとするときは、提出した技術資料が最低限の要求要件を満たしている入札者のうち、評価値の最も高い者を、落札候補者とする。

2 前項の規定により落札候補者が決定した場合は、落札保留の日から原則として7日(休日を除く。)以内に落札者を決定するものとする。

- 3 総合評価調査基準価格を設定した場合には、総合評価失格基準価格以上で総合評価調査基準価格に満たない者のうち、評価値が高い者から3者について第13条に規定する調査を行った後、落札者の決定を行うものとする。
- 4 制限付き一般競争入札（事後審査）の場合には、予定価格の制限の範囲内で、総合評価失格基準価格以上の入札のうち、最低価格で応札した者から順に入札参加資格を確認し、入札参加資格要件に適合する者が確認できるまでこれを行い、その後、落札候補者を決定する。
- 5 評価値の最も高い者が2人以上あるときは、学識経験者の意見を聴取した後、電子くじにより落札者を決定するものとする。

（非落札者への理由説明）

第17条 非落札者のうち、落札者の決定の結果に対して不服がある者は、前条の通知の日から5日（休日を除く。）以内に書面をもって発注機関の長に非落札理由の説明を求めることができる。

- 2 発注機関の長は、前項の説明を求められた日から原則として7日（休日を含む。）以内に書面をもって回答するものとする。

（入札結果の公表）

第18条 発注機関の長は、落札者の決定後、総合評価落札方式の入札結果を入札情報サービスシステムで掲載するとともに、発注機関での閲覧の方法により速やかに公表するものとする。

- 2 入札結果一覧表には、落札者について、落札者であること、応募資格が確認されていることおよび落札決定日を表示するほか、次の事項を公表するものとする。

- （1）入札参加者名
- （2）入札参加者の入札価格
- （3）入札参加者の評価点（審査対象者のみ）
- （4）入札参加者の評価値（審査対象者のみ）
- （5）失格となった者がいる場合にはその理由

（技術提案内容の履行の担保）

第19条 加點評価の対象となった技術提案の履行の担保については、次に掲げる事項を公告に明示するものとする。

- （1）加點評価を行った技術提案等については、契約書に記載し、それらの提案内容が工事施工に当たって十分に履行されていない場合には、履行するように求めること。
 - （2）技術提案等の履行を求めたにも関わらず、技術提案等が十分に履行されていないことが確認された場合には、契約額の減額を行うこととし、併せて、完了検査における工事成績を減点すること。
 - （3）完了検査後に、技術提案が十分行われていなかったことが判明した場合には、再度の施工を求めるが、再度の施工が不可能な場合には、損害賠償を請求することができる。
 - （4）技術資料に虚偽の記載を行う等、明らかに悪質な場合には、「福井県工事等契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく措置等が行われる場合があること。
- 2 技術提案内容の履行の担保の方法については、別記2によるものとする。

（その他）

第20条 この要領に定めのない事項およびこれにより難しい事項については、必要に応じて別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の日前に公告を行った入札により行う総合評価落札方式の手続きについては、なお従前の例による。
- 3 福井県建設工事総合評価落札方式試行要領は、廃止する。

附 則

- 1 この要領は、平成20年8月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成21年3月1日以降の入札公告から施行する。ただし、第19条第1項第2号および第3号の改正規定、別記1の改正規定（評価項目として「県内企業の下請への活用」および「県産品の活用」を加える部分に限る。）ならびに別記2の改正規定は、平成21年4月1日以降の入札公告から施行する。
- 2 施行日前に入札公告を行った入札の手続については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成21年7月21日から施行する。
- 2 改正後の第12条、第14条、別記1および別記2の規定は、施行日以降に入札公告を行う工事に係る入札から適用し、同日前に入札公告を行った工事に係る入札の手続については、なお従前の例による。

「土木一式」 評価基準表 (例)

分類	評価項目	評価内容	評価基準	標準型	簡易型
				技術提案型	実績評価型
(A)	技術提案	工事内容に応じて設定	必要な項目を2つ以上設定	15.0	—
企業 の 技術 力 6 ・ 0 点	(a) 同種工事の施工実績の有無 (平成○年4月1日以降)	過去15年間の企業が同種工事の施工実績を有しているか？	施工実績のある同種工事の施工規模が、当該発注規模以上であったもの	1.5	1.5
			施工実績のある同種工事の施工規模が、当該発注規模の80%以上100%未満であったもの	1.0	1.0
			施工実績のある同種工事の施工規模が、当該発注規模の80%未満であったもの	0.0	0.0
	(b) 工事成績 「業種：○○」 (平成○年度および平成○年度)	福井県が発注する工事（県の成績評価を有しない場合は、○○地方整備局が発注する工事）の過去2年間の企業の工事成績評価点の平均点が一定の点数を満たしているか？	80点以上	3.5	3.5
			75点以上 80点未満	2.5	2.5
			70点以上 75点未満	1.5	1.5
			70点未満	0.0	0.0
	(c) 優良工事表彰の有無 [業種：○○] (平成○年度および平成○年度)	過去2年間における福井県の優良工事表彰の有無	受賞あり	0.5	0.5
			受賞なし	0.0	0.0
	(d) 品質管理マネジメントの取得	品質管理マネジメント ISO9001認証を取得しているか？	ISO9001認証を取得している。	0.5	0.5
			未取得	0.0	0.0
技配 術置 力予 定 3 ・ 技 術 5 者 点 の	(a) 同種工事の施工経験の有無 (平成○年4月1日以降)	配置予定技術者が過去15年間の同種工事の施工経験を有しているか？	施工経験のある同種工事の施工規模が、当該発注規模以上であったもの	1.5	1.5
			施工経験のある同種工事の施工規模が、当該発注規模の80%以上100%未満であったもの	1.0	1.0
			施工経験のある同種工事の施工規模が、当該発注規模の80%未満であったもの	0.0	0.0
	(b) 配置予定技術者の保有する資格	配置予定技術者の保有する資格	1級土木施工管理技士等の資格を保有	1.0	1.0
			上記以外	0.0	0.0
	(c) 優良工事表彰工事における経験の有無 [業種：○○] (平成○年度および平成○年度)	配置予定技術者について、過去2年間における福井県の優良工事表彰を受賞した工事の技術者としての経験の有無	経験あり	1.0	1.0
			経験なし	0.0	0.0
企業 の 地 域 性 、 社 会 性 5 ・ 5 点	(a) 地域精通度	工事実施市町（県内）に主たる営業所（本店含む）の有無	工事実施市町に主たる営業所（本店含む）あり	2.5	2.5
			工事実施市町の土木事務所管内に主たる営業所（本店含む）あり	1.0	1.0
			上記以外	0.0	0.0
	(b) 社会貢献度	県または市町のいずれかとの緊急災害時等における災害協定締結の有無	災害協定の締結あり	1.0	1.0
			災害協定の締結なし	0.0	0.0
	(c) 地域貢献度 (平成○年度または平成○年度)	過去2年間における県または市町と除雪契約等を締結した実績の有無	実績あり	1.0	1.0
			実績なし	0.0	0.0
	(d) 県内企業の下請けへの活用	県内企業の活用	発注者指定の工種において下請け企業を福井県内から選定する。	0.5	0.5
			上記以外	0.0	0.0
	(e) 県産品の活用	使用資材の県産品活用	発注者指定の品目に県産品を活用する。	0.5	0.5
			上記以外	0.0	0.0
満点				30.0	15.0

注意1：実績評価（B）、（C）、（D）は単純合計し、最大15点とする。

注意2：技術提案の評価項目は2つ以上求めるものとし、満点が15点となるよう配点する。

WT0案件は、技術提案のみとし、30点満点とする。

注意3：評価項目および配点は、案件に応じて変更することがある。

別記2

技術提案等内容の履行確保の方法

受注者の責に帰すべき事由により、受注者が入札時に提示した下記の性能、機能、技術など加算評価された項目（以下「加算項目」という。）が達成されなかった場合の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

1 再度の施工または修補

当該加算項目に関して受注者に再度の施工または修補を行わせることが合理的であると県が認めた場合、受注者は、再度の施工または修補を行い、受注者が入札時に提示した加算項目を満たす状態にしなければならない。

2 契約金額の減額または損害賠償請求

当該加算項目に関して受注者に再度の施工または修補を行わせることが合理的でないと県が認めた場合、県は、検査等によって確認された当該加算項目の状況に基づき加算点（確認された当該加算項目の状況が最低限の要求要件を満たさない場合にあっては、最低限の要求要件との差について加算点の算出方式に準じて計算した点数を減じたものを加算点とみなす。）の再計算を行った場合に受注者の落札時における評価値を確保するのに見合う金額と受注者の当初請負金額との差額、または当初請負額に5%を乗じた額のいずれか大きい金額を、工事目的物の完成引渡前においては契約金額から減額し、工事目的物の完成引渡後においては損害賠償請求等を行うこととし、その場合の算定方法は次のとおりとする。

減額または損害賠償額＝ $\{1 - (100 + \beta) \div (100 + \alpha)\} \times C$ または
減額または損害賠償額＝ $0.05 \times C$ のいずれか大きい値

C：当初の契約金額（円）

α ：当初の加算点

β ：検査等によって確認された技術提案の状況に基づき再計算した加算点

3 工事成績評定点の減点

契約金額の減額または損害賠償請求を行った場合には、工事成績評定点についても10点減点する。

4 指名停止等の措置

技術提案等に虚偽の内容がある等、明らかに悪質であると県が認めた場合、「福井県工事等契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止等の措置を行う。

記

〇〇〇〇（受注者名を記入する。）が入札時に加算評価された技術提案、配置予定技術者、県内企業および県産品の活用に係る評価項目と個々の加算点

1 〇〇〇〇（加算評価した技術提案について記入する。）・・・〇点

2 配置予定技術者は申請時の者を配置すること。

・・・・・・（経験1.5点、資格1.0点、優良工事1.0点）

3 別表1の指定工種は全て県内企業を下請けとして活用する・・・・・・0.5点

4 別表1の指定品目は全て県産品を活用する・・・・・・0.5点

注：契約後は特約事項として枠部分を記入し、契約書に閉じ込む。